

天正八年羽柴秀吉制札

淡河町は江戸時代に本陣が置かれるなど、摂津国内から有馬、三木などを経て姫路に至る湯山（有馬）街道の要衝に位置する宿場町でした。

羽柴秀吉（のちの豊臣秀吉）は、織田信長の部将として中国攻めを遂行していましたが、天正6年（1578）、三木城の別所氏が織田方に反旗を翻したため、これと戦うことになりました。いわゆる三木合戦です。淡河の領主であった淡河定範は別所方につきましたが、天正7年（1579）に淡河城が開城し、淡河は秀吉の支配下に入りました。天正7年の制札はこの直後に秀吉が淡河町に出したものです。天正8年（1580）、秀吉は信長から播磨国を与えられ、支配を固めています。天正8年の制札はこうしたなかで出されたものです。淡河以外にも三木などに、この年に出された秀吉の制札が残っています。

天正7年の制札では、第二条で、淡河市場を「楽市」と規定し、商売上の課役を免除しています。「楽市」の文言が文面に現れる制札は、全国で3例目（6枚目）、秀吉のものとしては初の事例となります。また第五条では、「旅籠銭」についての規定がされています。これも他に類例がなく、宿場町としての淡河の特色を示すものと考えられます。

いずれも、商売上の特権を認めることで、淡河町の振興を図ったものと言えます。

神戸市北区淡河町淡河にある歳田神社で、羽柴秀吉が天正7年（1579）と同8年に発給した2枚の制札（木札）が「発見」されました。これは、2003年度から始まった淡河の地元と、神戸市、神戸大学文学部地域連携センターの三者による連携事業の過程でのことです。この制札については、以前から地元の一部では存在が知られており、また近世の写によって、かつて存在していたことはわかっていましたが、制札の現物が現存していることは、学界をはじめ、広くは知られておらず、連携事業によって改めて「発見」された形となりました。

制札とその関連史料は神戸市の文化財に指定され、現在神戸市立博物館に寄託されています。



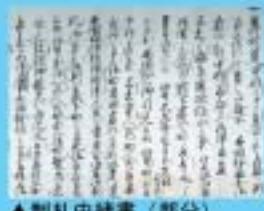
▲淡河城跡



▲淡河城縄張図（案）



▲歳田神社



▲制札由緒書（部分）

参考文献：桃川真一編『ひょうごの城と町』（神戸新聞総合出版センター）より四分軒

天正七年羽柴秀吉制札



▲赤外フィルムによる撮影

【現代語訳】		【読み下し】	
天正七年六月廿八日	秀吉（花押）	一、当市每月、五日、十日、十五日、廿日、廿五日 淡河市廻 捉束々	一、當市毎月、五日、十日、十五日、廿日、廿五日 淡河市廻 捉束々
天正七年六月廿八日	秀吉（花押）	一、當市たる上は商売座役あるべからざる事	一、當市たる上は商賣座役あるべからざる事
天正七年六月廿八日	秀吉（花押）	一、當市毎月、五日、十日、十五日、廿日、廿五日 淡河市廻 捉束々	一、當市毎月、五日、十日、十五日、廿日、廿五日 淡河市廻 捉束々
天正七年六月廿八日	秀吉（花押）	一、當市たる上は商賣座役あるべからざる事	一、當市たる上は商賣座役あるべからざる事

* 国質・所質…中世の貸借慣行で、債務が返済されない場合には、貸し主が、借り主と同じ田や地域に住む他の身柄や財産を差し押さえる行為。こうした暴力的な取り立て行為が市場に混乱を引き起こすため、ここでは禁止されたと考えられる。

【現代語訳】		【読み下し】	
天正七年六月二十八日	秀吉（花押）	一、當市は毎月、五日、十日、十五日、二十日、二十五日、三十日に開催する」と。	一、當市毎月、五日、十日、十五日、廿日、廿五日、三十日
天正七年六月二十八日	秀吉（花押）	一、樂市である上は、商賣上の座の課役はあつてはない。	一、樂市たる上は、商賣座役あるべからざる事
天正七年六月二十八日	秀吉（花押）	一、宿代は、旅人の注文した内容に応じたものにせよ。	一、宿代は、旅人譲え次第たるべき事
天正七年六月二十八日	秀吉（花押）	右の箇条に背く者があれば、地元の者が捕らえて、注進せよ。（そうすれば）究明して、処罰する。よつて捕はこのとおりである。	右条々相背く事これあらば、地下人として搦め置き、注進あるべし、糾明を遂げ、罪科に行うべきものなり、よつて捕くだんの如し



▲赤外フィルムによる撮影

【現代語訳】		【読み下し】	
天正八年十月二十九日	藤吉郎（花押）	一、當所の武家奉公人は、いずれも立て置き候間、先々の如く	一、當所奉公人、いづれも立て置き候間、先々の如く
天正八年十月二十九日	藤吉郎（花押）	一、當所奉公人、いづれも立て置き候間、先々の如く	一、當所奉公人、いづれも立て置き候間、先々の如く
天正八年十月二十九日	藤吉郎（花押）	一、下々に治安を乱すような者はあつてはならない。	一、下々に治安を乱すような者はあつてはならない。
天正八年十月二十九日	藤吉郎（花押）	右条々違乱の輩これあらば、堅く成敗を加うべきものなり、よつてくだんの如し	右条々違乱の輩これあらば、堅く成敗を加うべきものなり、よつてくだんの如し